

嬉野市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年度定期監査結果を次のとおり公表する。

令和3年11月29日

嬉野市監査委員 西川 平七

嬉野市監査委員 富永 敏文

第1 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された事務事業

第2 監査の日程

令和3年11月4日～26日

期 日	監査対象及び実施内容
11月4日(木)	備品検査(総務・防災課、税務課、文化・スポーツ振興課、農業政策課、市民課、福祉課、子育て未来課、健康づくり課、建設課、農林整備課、教育総務課)
11月8日(月)	総務・防災課、選挙管理委員会事務局、財政課、税務課、観光商工課、茶業振興課、農業政策課、農業委員会事務局
11月9日(火)	教育総務課、学校教育課、企画政策課、広報・広聴課、文化・スポーツ振興課、監査委員事務局
11月11日(木)	子育て未来課、福祉課、市民課、健康づくり課、議会事務局、会計課
11月12日(金)	建設課、農林整備課、環境下水道課、新幹線・まちづくり課
11月26日(金)	監査委員による合議、講評(ビデオ映像により実施)

3 監査の項目

(1) 職員の配置状況及び事務分担について

- (2) 事務事業の執行状況について
- (3) 付属施設の状況について
- (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について
- (5) 歳入・歳出執行状況について
- (6) 予算の流用・充用状況について
- (7) 超過勤務状況について
- (8) 備品について
- (9) 公用車について

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、前述した監査の項目について、各課から提出された関係資料の内容について監査するとともに、不明な点については事情聴取を行い、事務事業が関係法令及び嬉野市監査委員監査基準にのっとり、経済的、効率的かつ有効的に実施されているかに重点をおき、監査を実施した。

第5 監査の結果

令和3年度の事務事業の執行については、監査した範囲内において、おおむね適正に行われていると認めた。しかし、昨年度においても指摘した事項について、契約関係書類、その他事務書類の記載方法や事務処理など一部に、残念ながら不適切なものが見受けられた。

監査の結果について項目ごとに、所見及び指摘・検討事項を記載する。

(1) 職員の配置状況及び事務分担について

年度当初よりコロナウイルス感染症が急速に感染拡大する中、当初事業計画の見直し、さらに前例のない大規模ワクチン接種への取り組み、これまで経験したことの無い令和3年8月豪雨への対応という大変な一年にもかかわらず、おおむね順調に事務が執行されていることを認めるとともに、評価したい。

近年、頻発する豪雨による災害への復旧事業、あるいは、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、業務量は、年々増加傾向にある。このような状況であるからこそ、改めて法令等にのっとり事務事業の執行を日頃から意識し、改善を図りながら業務に当たっていただきたい。

職員の心身の健康維持には十分な配慮をもって、事務処理に遅滞、遺漏のないよう適正な職員配置に努められたい。

(2) 事務事業の執行状況について

事務事業の執行状況については、特に目立った停滞は見られず、順調に執行されていることを確認した。

そのうち、1件50万円以上の事務事業について、681件中33件を抽出し、その執行について、精査した結果、契約事務等の処理に関して、一部に不適切な処理が見受けられた。事務事業の執行に当たっては、例規や関係法令を正しく理解し、適法・適正な事務に努めていただきたい。

特に文書の取扱いに関し、文書の收受に当たっての回付、又は、事務執行に当たっての起案及び決裁を行っていないもの、定められている決裁者区分に基づいた決裁が行われていないもの、文書事務において適正性を欠いているものが散見された。今後、引き続き点検を行い、文書の適正な管理と事務の効率的な運用に努めていただきたい。

なお、軽微な事項については、事情聴取時において指導したので、記載を省略する。

ア 全庁的に起案書の決裁日等欄の未記入及び誤記入や、合議の確認印漏れが見受けられた。文書主任は嬉野市文書規程第9条の規定に基づき、適切な事務処理を図られたい。

イ 契約事務の事前承認において、契約の方法及び理由が適用条項と一致しないものがあつた。嬉野市財務規則第99条の規定に基づき、適切に処理されたい。

(文化・スポーツ振興課、子育て未来課、環境下水道課)

ウ 契約事務の事前承認において、承認を受けた履行期間と、実際に契約を締結した履行期間の相違があるもの、承認を受けていない単価契約項目を実際の契約では締結しているものがあつた。嬉野市財務規則第99条及び第109条に基づき、適切に処理されたい。

(健康づくり課、教育総務課)

エ 契約の履行確認において、同一の職員が、監督員と検査員を兼ねていた。監督及び検査に係る事務の執行に当たっては、嬉野市財務規則第110条の規定に基づき、適正な業務の執行に努められたい。

(建設課)

オ 消費税率の引き上げにより、契約書の契約金額が変更されているにも関わらず、変更契約を締結していないものがあつた。契約金額の変更は重要事項であり、契約書の作り直し又は変更契約で対応すべきである。

(税務課)

(3) 付属施設の状況について

公共施設の管理・利用状況は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の発生状況による利用制限や、利用者の外出自粛等による大幅な減少など厳しい状況であったが、おおむね良好に運営されていると認める。また、今後も新型コロナウイルス感染症への対策を講じつつ、引き続き、効率的な施設運営や利用者への周知など、利用者が安心かつ安全に利用ができるよう適正な管理運営に努めていただきたい。

(4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について

本年度も各課が取り組む特色ある事業又は懸案事業の状況について、監査を実施した。

今後、さらに厳しくなる限られた予算の中においても、嬉野市、嬉野市民のための事務事業が、職員の皆さんの創意工夫、知恵により進展するよう期待する。

(5) 歳入・歳出執行状況について

ア 歳入について

今後ますます事務事業が増大する中で、おおむね適正に執行されているものと認める。各歳入においては、引き続き、でき得る限りの手法・手段を用いて財源確保が必要であると思われる。

税金については、収納事務を充実させて滞納整理に努められているが、コロナ禍の影響により大幅な減少が見込まれる。

一般財源の確保が極めて不確実な状況のなか、公平、公正な税負担、自主財源確保のためにも、更なる徴収率の向上に努められたい。そのほか、使用料・手数料等各種歳入の厳正な収納については、各担当課において、不断の努力をされているが、全庁的な課題として適切な対応を図られるとともに、負担の公平性を期すためにも適正な債権管理、回収をより一層取り組まれることを要望する。

イ 歳出について

執行率の低い事業の進捗状況等については、一部未執行もあるが、おおむね順調であると認めた。

(6) 予算の流用・充用状況について

予算の流用については、おおむね適正に処理されていると認める。あくまで例外的な手段であり、予算編成時においては、執行計画と整合性を十分確認し、

安易な流用を慎み必要最小限にとどめていただき、計画的な予算執行に努められたい。

(7) 超過勤務状況について

今年度9月までの超過勤務状況について、全体の合計は前年度と比較して、時間については1,493時間増加、金額については5,031,474円と大幅に増加している。新型コロナウイルス感染症対策及び災害への対処等の緊急を要する業務と思われるが、今後とも更に一部の職員に業務が偏り、過重負担とならないよう適正な人員配置に努められ、超過勤務の平準化と縮小を図っていただきたい。

(8) 備品について

備品については、今年度4月から9月末までに購入したものを対象とし監査を実施した。所管課ごとに常置場所と備品調書と突合せ、適切に管理、運用をされていると認めた。財務規則及び備品管理事務取扱要領に基づき、適正な備品管理に努めていただきたい。

備品購入費については、9月末時点で未執行または執行率が低い課がある。備品については、予算編成段階で見込みを立てるものであるため、十分に精査し、計画的に執行していただきたい。

(9) 公用車について

各課の公用車の年式、走行距離を提出書類にて確認した。そのうち年式が15年以上経過し10万キロ以上走行している公用車が、総務・防災課で1台、財政課1台、新幹線・まちづくり課で3台、環境下水道課で3台、教育部で2台あった。公用車を維持管理していく上で、維持管理費の増加、さらには、職務に利用する職員の安全が懸念される。稼働状況の把握を行うとともに、老朽化による故障頻度や修理費など車両の状況を十分に考慮した上で、計画的な車両の更新等を行っていただきたい。